

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

観光文化交流局（工事）

（観光文化交流局関連事務を担当する財政局の課を含む。）

第3 監査の着眼点

令和7年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか監査することを目的として、以下の項目に着眼し実施するものとする。

1 共通の着眼点

(1) 設計について

設計基準等に基づき、適正に設計図書（設計書、仕様書、図面）が作成されているか等

(2) 積算について

積算基準等に基づき、適正な単価及び歩掛りを適用して予定価格が積算されているか等

(3) 施工について

設計図書どおり施工されているか等

(4) 検査について

適正に検査が行われているか等

2 特に注意する着眼点

(1) 安全や事故防止に配慮した設計及び工事監理がされているか

(2) 法令等を遵守した適切な設計及び工事監理がされているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和7年9月8日から令和8年3月25日まで

2 実施方法

今回の監査では、観光文化交流局における令和 6年10月 1日から令和 7年 9月 30日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を行った。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	191	32	16.8	94,912	84,342	88.9
委託	145	7	4.8	4,011	283	7.1

(注) 金額は単位未満を四捨五入、抽出率は小数点以下第 2位を四捨五入

第5 監査結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

1 指摘

(1) 予定価格の設定について（積算）

名古屋市契約規則によると、予定価格は、契約の目的物について、市場価格、需給状況、履行の難易その他価格の算定に必要な条件を考慮して適正に定めなければならないとされている。

また、財政局の「契約事務の手引き」によると、予定価格を設定する際は、業者からの見積書を鵜呑みにせず、市場価格等を調べた上で設定することとされている。

「公館1Fシャンデリア照明器具及び壁付ブラケット照明器具修繕工事（LED）」では、シャンデリア及び壁付ブラケット照明の電球を汎用品のLED電球に交換する工事を行っていた。予定価格の設定方法について確認したとこ

ろ、見積書に材料費や労務費などの内訳の記載がなく、詳細内容を把握できないにもかかわらず、見積書の金額をそのまま使用して予定価格を設定していた。

当該工事で使用したLED電球は汎用品であったことから製品価格や標準的な労務費により工事費を試算したところ、見積書の金額と大幅にかい離していた。

見積書を使用して予定価格を設定する際は、材料の種類、作業内容、材料費及び労務費などが確認できる見積書を徴取し、見積内容の把握に努めるとともに、市場価格等を調べた上で適切に行われたい。(国際交流課)

(2) 法定福利費を明示した請負代金内訳書の確認について (その他)

財政局の事務連絡「工事請負契約に係る請負代金内訳書の提出及び法定福利費の確認について」によると、工事請負契約約款により契約締結を行う工事では、受注者は、法定福利費を明示した請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)を発注者に提出し、発注者は、法定福利費が基準額以上あるか確認することとされている。

「観光ルート道標撤去工事」始め15件において、法定福利費を明示した内訳書の提出の有無を確認したところ、内訳書の提出がされておらず、法定福利費の確認をしていなかった。

工事請負契約約款により契約締結を行う工事では、法定福利費を明示した内訳書の提出をさせ、法定福利費の確認をするよう局内に周知されたい。

(観光推進課、MICE推進課、国際交流課)

(3) 競争性のある契約の締結について (その他)

名古屋市契約規則によると、令和6年度の工事の請負にあつては、予定価格が250万円を超えない場合には少額随意契約によることができるとされている。その場合であっても、予定価格が30万円を超える契約を締結する場合は、原則として2者以上の者から見積書を徴取しなければならないとされている。

財政局の「契約事務の手引き」によると、少額随意契約をすることを目的として、契約を作為的に分割してはならないとされている。また、財政局の「競争性のある契約の推進のために～随意契約ガイドライン～」によると、個々の

契約ごとに履行内容の特殊性、経済的合理性、緊急性などを総合的に判断して随意契約とするかを決定するものとされている。

「アトリウムスロープ高齢者・障害者支援環境整備工事」始め 9件では、休館中の国際会議場においてそれぞれを予定価格が 250万円未満の少額随意契約として全てA社と契約していた。関係書類を確認したところ、以下のような状況であったことから当該工事を別々の工事として契約する合理性は確認できなかった。

ア 見積書を確認したところ、予定価格が30万円を超える契約のため、全ての工事の見積書はA社とB社の 2者から徴取していた。工事内容には内装改修や中庭改修等の専門性の異なる工事が含まれていたが、両者は全ての工事の見積書を提出していたことから、いずれも全ての工事を施工可能であると判断していたと考えられる。したがって、発注者としても 1者で全ての工事を施工可能であることは容易に想定できたと考えられる。

イ 工事の実施や契約に関する伺いを確認したところ、全ての工事を概ね 1週間以内の近接した日付で起案していた。また、契約年月日及び工期も同じことから全ての工事を並行して施工可能であることを発注者として把握していたと考えられる。

ウ 現場代理人等届を確認したところ、受注者は全ての工事で同じ人物を現場代理人として届出し、発注者は当該届出を認めていたことから、受注者は実質一つの工事として現場運営していた。また、工事記録簿を確認したところ、休館中で施設運営による工事日程の制限がないため、全ての工事を同じ時期に施工していた。

複数の工事を別々に契約する合理性がない場合には、一つにまとめて契約されたい。その結果、予定価格が入札を実施すべき金額となる場合には、入札方式により契約されたい。 (MICE推進課)